

日本国宮城県とロシア連邦ニジェゴロド州との間の 協力に関する覚書

日本国宮城県庁及びロシア連邦政府ニジェゴロド州政府（以下「双方」という。）は、ニジェゴロド州公式訪問団の日本訪問において、平成19年4月12日に宮城県仙台市内で行われた、双方による協議の結果、二国間における地域間協力を発展させ、及び強化することについて、相互に関心を有することを踏まえ、ここに、次のとおり意見の一一致をみた。

1 双方は、次の優先的な分野において、協力関係を発展させるよう努める。

- (1) 自動車産業
- (2) 省エネルギー
- (3) 物流
- (4) 電子機器及び日用製品の製造
- (5) 共同研究活動の実施
- (6) 科学者の相互交流並びにセミナー及び会議の開催
- (7) 新技術や情報技術の発展
- (8) 環境保全、農業及び食品生産
- (9) 観光分野に関する情報交換

2 双方は、それぞれの権限の範囲内において、相互の活動にとって有利な経済的及び法的な状況を構築し、協力の実現の過程における諸手続の簡素化を促進させるものとする。

3 双方は、共同での学術的及び教育上の計画の実現、並びに文化的及び人道的協力の発展に寄与する。

4 この協力に関する覚書は、当事者によって署名が行われた日から効力を発し、3年の期間を経過した後に失効する。

5 この協力に関する覚書は、双方のうち一方の当事者が、他方の当事者から、この覚書を破棄する決定をした旨の書面通知を受け取った後に、いずれかの一方の当事者によって破棄され得るものとする。

この覚書は、平成19年4月12日、宮城県仙台市にて、日本語及びロシア語の各2通からなる4通が作成され、それぞれの文書は同一の効力を有する。

日本国宮城県知事
村井嘉浩

ロシア連邦ニジェゴロド州知事
ヴァレリー・パブリノヴィチ・シャンツェフ

村井嘉浩

D.aa